

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び西原町契約規則（平成19年西原町規則第5号）第19条の規定により、次のとおり公示する。

記

1 入札に付する事項

- (1) 件 名：令和7年度学校DX推進支援事業 ICT利活用支援業務
- (2) 仕 様：別紙「仕様書」のとおり
- (3) 業務実施期間：令和7年4月2日から令和8年3月19日まで
- (4) 最低制限価格：設定なし

2 入札参加資格

本業務の入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 西原町暴力団排除条例（平成23年西原町条例第9号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 市町村税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 本町から指名停止を受けている期間中ではないこと。
- (6) 沖縄県内に本社（本店）、支社（支店）又は営業所を有していること。
- (7) 学校でのICT支援員業務について、管理者又はICT支援員の実務実績経験を2年以上有する者を統括責任者として配置すること。

3 入札の日程

- | | |
|--------------|-----------------|
| 令和7年3月10日（月） | 入札の公告 |
| 令和7年3月14日（金） | 質問受付期限 |
| 令和7年3月18日（火） | 質問回答期限 |
| 令和7年3月21日（金） | 入札参加資格確認申請書等の提出 |
| 令和7年3月27日（木） | 入札参加資格決定通知 |
| 令和7年4月1日（火） | 入札・開札 |

4 入札参加資格の確認

本事業の入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を所定の期日までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、所定の期日までに申請書等を提出した者で、入札参加資格があると認められたものでなければ、本入札に参加することができない。

- ① 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
- ② 業務実績書（様式2）
- ③ 業務実績書（様式2）に記載した業務実績を証明するもの（契約書の写し等）
- ④ 統括責任者実績書（様式3）
- ⑤ 統括責任者実績書（様式3）に記載した業務実績を証明するもの（契約書の写し等）
- ⑥ 市町村税納税証明書（滞納のない証明書）
- ⑦ 消費税納税証明書（滞納のない証明書）
- ⑧ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

※ 提出する証明書は、公告日から遡って3か月以内に発行されたものであること。

(1) 書類の提出期限

令和7年3月21日（金）午後15時00分まで（必着）

(2) 提出部数

1部（提出された申請書等は返却しない）

(3) 書類の提出場所

〒903-0220 沖縄県中頭郡西原町字与那城140番地の1
西原町役場 3階 教育総務課 学務係 担当：玉那覇

5 入札参加資格の審査及び通知

入札参加資格は、提出された書類により審査し、その結果は令和7年3月27日（木）までに通知する。

6 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

疑義がある場合には、質問書（様式4）を記入し、メールまたはFAXにより提出すること。

なお、質問書を提出した者はメールまたはFAXを送信後、提出先へ受信の確認を行うこと。（件名を「【質問書】令和7年度学校DX推進支援事業 ICT利活用支援業務」とすること）

質問受付期限：令和7年3月14日（金）正午まで（必着）

メールアドレス：gakumu@town.nishihara.okinawa.jp

F A X：098-945-6770

(2) 質問に対する回答

回答期限：令和7年3月18日（火）

回答方法：町ホームページに掲載する。

7 入札及び開札

(1) 入札の日時及び場所

日時：令和7年4月1日（火） 午後2時00分

場所：西原町役場 3階 会議室⑤

(2) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに、同場所にて行う。

8 入札方法

(1) 入札方法

入札は、本人又は代理人が自ら出頭して行わなければならない。なお、代理人が入札する場合には、入札前に委任状（様式5）を提出すること。

(2) 入札書に記載する金額

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10分に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 記名押印について

所定の「入札書」必要事項を記入し、記名押印するものとする。金額の記入はアラビア数字（算用数字）を使用し、金額の前に「¥」を記入すること。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

一般競争入札に参加しようとする者は、そのものの見積りに係る入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、西原町契約規則第20条第1項各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

(2) 契約保証金

町と契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、西原町契約規則第7条第1項各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ① 入札参加資格がない者がした入札
- ② 委任状を提出しない代理人がした入札
- ③ 指定の日時まで提出又は到達しなかった入札
- ④ 入札保証金の納付を要する入札において、これを納付しない者又は入札保証金が所定の額に達しない者がした入札
- ⑤ 入札者又は代理人の記名押印がない入札
- ⑥ 同一入札について入札者又は代理人が2以上の入札をしたときは、その全部の入札
- ⑦ 同一入札について入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、双方の入札

- ⑧ 入札金額又は入札者の氏名その他主要部分が識別し難い入札
- ⑨ 入札書の表記金額を訂正した入札
- ⑩ 入札に関し不正な行為を行った者がした入札
- ⑪ その他入札に関する条件に違反した入札

11 落札者の決定方法

落札者は、予定価格に110分の100を乗じて得た金額の範囲内で、最低の入札書記載金額を持って応札した者とする。なお、落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。

12 契約準備行為

- ① 本入札は、令和7年度予算の成立を前提とした年度開始前準備行為として行うものであり、予算成立後に効力を生じる事業である。
- ② 本入札は、国庫支出金当に係る予算使用を前提とした年度開始前準備行為として行うものであり、交付決定後に効力を生じる事業である。
- ③ 本入札に係る令和7年度予算の成立及び②の交付決定があった場合は、令和7年4月1日に落札予定者と契約を締結するものとする。ただし、予算が成立しなかった場合には本入札に係る契約を行うことはできず、本入札参加者が本入札に要したすべての費用について本町に請求することができない。
- ④ 本入札に係る令和7年度予算が成立しており、②の交付決定が遅れる場合は、交付決定日以降の日付で受注候補者と契約を締結するものとする。ただし、交付決定が年度当初から大幅に遅れることで設計額の見直しが必要となった場合は、入札に係る契約を締結できないことがあります。その場合は入札参加者が本入札に要したすべての費用について本町に請求することはできない。

13 問い合わせ先

〒903-0220 沖縄県中頭郡西原町字与那城140番地の1
西原町教育委員会 教育部 教育総務課 学務係 担当：玉那覇
TEL：098-945-3655 FAX：098-945-6770

令和7年3月10日

西原町教育委員会
教育長 新島 悟

